

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

1 使用目的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象対象会計年度又は請求対象課税対象会計年度を記入する。 当該請求書が、法人税のみの場合は「課税対象会計年度」の文字を抹消する。 地方法人税のみの場合は、「対象会計年度」の文字を抹消する。 当該請求書の提出により更正の請求がされた法人税又は地方法人税以外を抹消する。 (注) 「特定基準法人税額に対する地方法人税」については、令和8年4月1日前に開始する課税対象会計年度の地方法人税のみが該当する。
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の欄は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。